

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	新型コロナウイルスワクチン接種の状況 について	健康づくり課
2	新しい学校づくり推進事業について	教育総務課

令和3年8月2日

新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

1 経緯

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）が令和2年12月9日に公布・施行され、新型コロナウイルスワクチン接種について、国の指示のもと、都道府県の協力により市町村が実施主体となって実施することとなった。

2 市の考え方

本市では、安心・安全な接種体制の確保を目指し、小田原医師会等の関係機関と情報を共有しながら、連携して接種を推進することとし、まずはクラスター対策として高齢者施設の入所者を優先して接種を始めた。次いで健康不安を抱える高齢者が、身近なかかりつけ医で接種できるよう、市内90以上の医療機関の協力を得て個別医療機関での接種を開始した。また、集団接種については、かかりつけ医のない方などに向けて保健センターで補完的に実施することとしていたが、医療機関が少ない橘地区については、地域からの要請を受け、地域住民を対象として特に実施した。これらにより、本市では、一週間に18,000回の接種が可能となっている。

7月上旬には、高齢者の接種を勧奨する広報を行ったが、予約や相談の状況から早期に接種を希望する高齢者については、概ね接種が終了したと考えている。

現在、高齢者に続き、基礎疾患のある方、60歳から64歳までの方への接種を進めているが、各自治体の接種可能数に比して、供給されるワクチンの量が少ないことから、改めてクラスター対策に注力することとし、教職員等への接種を進めていく。

3 事業概要

年 月	内 容
令和2年12月	新型コロナワクチン接種体制確保のための予算を補正（専決処分）
令和3年 1月	福祉健康部健康づくり課に感染症対策係を設置
2月	令和3年2月17日から令和4年2月28日までにワクチン接種を実施するよう厚生労働大臣から市町村長へ指示
3月	医療従事者への接種開始
	ワクチン接種に係る補正予算の議決
	新型コロナウイルスワクチンコールセンター設置・稼働
4月	高齢者への接種券送付
	高齢者施設入所者、従事者への巡回接種開始（4/26）
5月	65歳以上の高齢者への接種開始（市立病院 5/25）
	携帯電話取扱店によるワクチン接種予約のサポート

年 月	内 容
6月	個別医療機関で接種開始 (6/8)
	集団接種開始 (6/26)
	鴨宮駅から集団接種会場までのタクシーによる移動支援、福祉タクシー券の追加交付
	市立病院での接種対象者や実施日の拡大
	基礎疾患を有する者等への接種券の送付
7月	橘タウンセンターこゆるぎで集団接種を実施
	60歳から64歳までの方へ接種券送付
	基礎疾患を有する者等、60歳から64歳までの方の接種を順次開始
	7月末までに12歳から59歳までの方へ接種券送付を完了
8月	新型コロナウイルスワクチンコールセンターの土・日等開設 (8/1～)

4 接種スケジュール

対 象	対象者数	3月	4月	5月	6月	7月	8月
医療従事者等 (県)	7,800	—	—	—	▶		
高齢者 (施設入所者)	3,000		—	—	▶		
高齢者施設 (入所) の従事者	2,500		—	—	▶		
障がい者施設 (入所者及び従事者)	350					—	▶
高齢者 (65歳以上)	53,800				▶		
基礎疾患を有する方等	4,000					—	▶
介護サービス事業所の従事者 (余剰ワクチン対応)	480					—	▶
介護サービス事業所・障がい者施設 (通所) の従事者、教職員、保育士、幼稚園教諭	5,000					—	▶
60～64歳	11,500					—	▶

※ 12歳から59歳までは、ワクチン供給の関係から9月中の接種開始の見込み

※ 福祉施設等の従事者で県実施会場で接種した方については、既存予算で交通費の一部補助を実施予定

5 小田原市民の接種状況

令和3年7月18日現在

	対象者数 (人)	1回目		2回目	
		接種者数 (人)	接種率 (%)	接種者数 (人)	接種率 (%)
65歳以上	56,775	45,462	80.07	29,978	52.80

※ 対象者数は、令和2年1月1日の人口。接種者数、接種率は本市が算出した速報値

新しい学校づくり推進事業について

1 事業概要

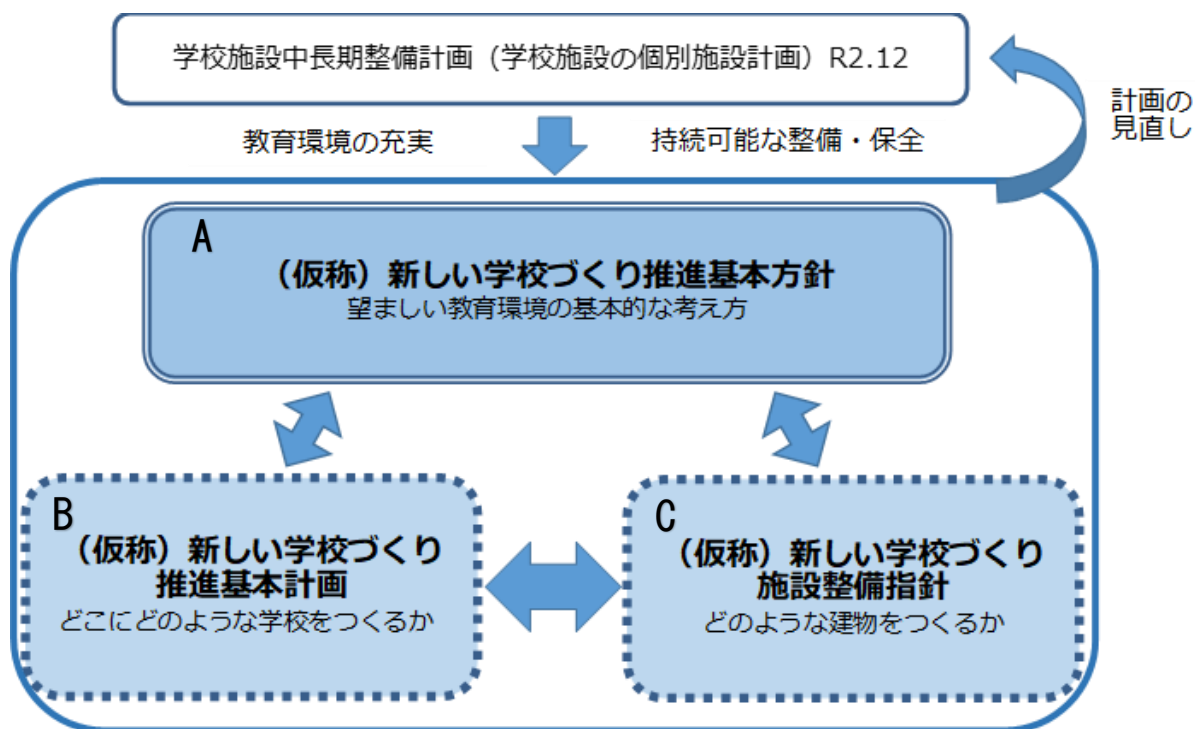
小田原市学校施設中長期整備計画（令和2年（2020年）12月策定）において示した学校施設整備の基本方針や今後の取組方針を踏まえ、令和4年度（2022年度）及び5年度（2023年度）に、民間コンサルタントの支援を受けながら、子供たちにとって望ましい教育環境の基本的な考え方をまとめた「**（仮称）新しい学校づくり推進基本方針**」を策定する。

検討に当たっては、附属機関として「**（仮称）新しい学校づくり検討委員会**」を設置するとともに、学校・地域関係者を対象としたアンケートや、説明会・意見交換会等を開催し、市民意見を最大限反映させながら合意形成を図っていく。

推進基本方針の策定作業の後半には、並行して、具体的な施設整備に向けた「**（仮称）新しい学校づくり推進基本計画**」及び「**（仮称）新しい学校づくり施設整備指針**」の検討を行い、これらの計画等を策定した上で、令和7年度（2025年度）の小田原市学校施設中長期整備計画の見直し作業につなげていく。

推進基本方針等の策定プロセスを通し、市民との課題の共有や合意形成を図り、学校施設の最適化と改築・長寿命化改修を円滑に進めることを目指す。

【推進イメージ】



- A（推進基本方針）：本市における学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方を整理し、子供たちにとって望ましい教育環境の基本的な考え方をまとめる。
- B（推進基本計画）：地域単位の配置計画のほか、ランニングコスト等を考慮した整備手法、他の公共施設等との複合化の考え方等を示す。
- C（施設整備指針）：改築・長寿命化改修に求められる学校施設の機能や諸室配置等の考え方を示す。

2 (仮称)新しい学校づくり検討委員会設置(案)

推進基本方針等について検討するため、学識経験者、学校関係者、公募市民等による(仮称)新しい学校づくり検討委員会を設置し、令和4年4月から年5～6回程度開催する。

【委員構成(案)】

区分	人数
学識経験者	4人
地域関係団体	1人
小中学校校長会	2人
保護者	1人
公募市民	2人
計	10人

3 今後の予定(案)

- 令和3年9月 推進基本方針策定支援委託(債務負担行為)の補正予算案提出
- 令和3年11月～ 推進基本方針策定支援委託事業者選定
- 令和4年1月 検討委員会の公募市民募集開始
- 令和4年2月 推進基本方針策定支援委託契約締結
- 令和4年4月～ 検討委員会による検討開始

【事業スケジュール(案)】

